

○ 文部科学省  
厚生労働省 告示第三号

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第五十二号）の施行に伴い、及び公認心理師法施行規則（平成二十九年 文部科学省令第三号）第三条第三項の規定に基づき、公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設（平成二十九年 文部科学省告示第五号）の一部を次の表のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月三十日

文部科学大臣 林 芳正  
厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設、介護医療院若しくは地域包括支援センター</p> <p>十五〇二十四 (略)</p>	<p>公認心理師法施行規則第三条第三項の規定に基づき、文部科学大臣及び厚生労働大臣が別に定める施設は、次のとおりとする。</p> <p>一〇十三 (略)</p> <p>十四 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に規定する介護療養型医療施設又は介護保険法に規定する介護老人保健施設若しくは地域包括支援センター</p> <p>十五〇二十四 (略)</p>